

平成 26 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 26 年 11 月 27 日（木）午後 3 時 30 分～5 時 40 分

○会 場：白山会館 2 階 胡蝶の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉委員、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、多賀委員、遁所委員、平澤委員、島崎会長、大瀧委員、高岡委員 計 13 名（欠席委員：宇治委員、熊谷委員 計 2 名）
- ・ オブザーバー：圓山にいがた自立生活研究会事務局長
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：佐藤福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：6 名（うち報道 1 名）

1. 開会

（司 会）

ただいまから、平成 26 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行を務めます障がい福祉課の大倉と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議ですが、議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承いただきますようお願いいたします。委員の皆様にはご発言の際に係の者がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いしたいと思います。

本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしたものといたしまして、本日の次第、資料の番号が振ってあります資料 1、資料 2、資料 3、資料 5 です。また、本日机の上に配付いたしましたものとして、出席者名簿、座席表、「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」、資料 4 から資料 4－2、資料 4－3、資料 4－4 がございます。さらに資料 3 の追加でカラーの資料、右上に「取扱注意」と書いてある資料がございます。以上となりますが、お手元でございますでしょうか。

なお、最後にご案内した「取扱注意」という資料ですが、本日、会議終了後に回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

次に、委員の就任についてです。荻荘委員の辞任によりまして、新潟市医師会から新たにご推薦いただきました熊谷敬一委員になります。熊谷敬一委員から委員就任をいただきましたことを事務局より報告申し上げます。なお、熊谷委員ですが、本日は欠席となっておりますので、

次回出席の際に一言ごあいさつをいただきたいと思います。

本日のほかの委員の出席状況でございますが、宇治委員からも欠席の連絡をいただいております。したがって、15名の委員のうち13名の委員が出席されております。過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることを報告いたします。また、今回、オブザーバーとしてにいがた自立生活研究会事務局長の圓山様にご参加いただいております。なお、施策審議会条例第5条第4項の規定におきまして、審議会は必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められているということを申し添えさせていただきます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからにつきましては会長に進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

2. 議事

(島崎会長)

皆様こんにちは。今日は終わりが5時半ということで、少し遅い時間を予定いたしておりますし、また議論の進み方によっては少し過ぎるということもご了解いただきながら議事を進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の時間配分については、(1)の「第2回施策審議会の主な意見について」、(2)の「第2回社会福祉審議会障がい者専門分科会の主な意見について」を合わせて10分程度、(3)の「アンケート結果について」を30分程度、(4)の「第4期新潟市障がい福祉計画について」を40分程度、残りの時間を(5)の「第3次新潟市障がい者計画素案について」ということで、素案につきましては分量が多いですので、議論ができなかった部分については、来週12月4日に審議会を予定しておりますので、そこで議論するというにさせていただきますと思います。重ねて、本日の終了時刻は17時30分を予定しておりますけれども、若干、延長する場合もあるということで、ご了承いただきながら、活発なご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(1) 第2回施策審議会の主な意見について

(島崎会長)

はじめに、議事の(1)「第2回施策審議会の主な意見について」でございます。資料1をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、資料1として、前回皆様からいただいたご意見をまとめ、事前にご送付させていただいておりますので、お読みいただけていると思いま

すけれども、ご確認いただき、何かご不明な点がありましたらご意見いただけたらと思います。ここにある意見については、後ほど事務局から（５）の計画の素案のところで、どのように反映させたかをご説明いただくことになっておりますけれども、今のところ何かお気づきのところ、ご不明なところがありましたらご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。資料１です。このような意見を出したはずなのだけれども入っていないといったことがございましたらお願いします。

（遁所委員）

第２回は欠席したものですから、議事録を拝見させてもらって、そこに相当するところで、松永委員はじめ皆様のご意見が出ていたので、私も付け加えさせていただきたいと思ひ発言させていただきます。ピアカウンセラーについてということで、このような内容だとは思いますが、資料２に、基幹相談支援センターにもピアカウンセラーという名前が盛り込んでありますが、実情として、基幹相談支援センターにピアカウンセラーは配置されていないと思います。身体や知的障がい者の相談員をピアカウンセラーとして置き換えるということでもよろしいのですけれども、ピアカウンセラーがこれから求められることは、昨日、新潟県庁での新潟県の課長会議で各事業所、行政の皆さんにお示された、施設から地域へという、具体的にいえば精神障がいの方のケアサポーターや施設入所されている方に対するピアカウンセラーということで、もう少し専門的な知識、経験ということで、今日ここにいらっしゃる松永委員のような方を配置できないかということが一つございます。

相談事業所について、障害年金に関する研修を行うというのは賛成ですが、もう一つ、大きく取り上げていただきたいのが、委託相談のときによく受けた相談ですけれども、年金がもらえないのだけれども、どうしたらいいのかと。年金に関して、もらえる人は一定の事務手続きでもらえます。それは社会保険労務士さんや専門家に相談し肅々と進められますが、初診日を過ぎてどうしたらいいのかと。あるいはもう少し詳しくすれば初診日が見つかるかもしれないという、そういったもらえない方に対する支援についてももう少し相談事業として力を入れていくべきではないかと思ひます。

（島崎会長）

ありがとうございます。

資料１の特にピアカウンセラーの部分について、ケアサポートとして専門性の高い相談支援が今後必要になるということで、その部分について市としてどう取り組んでいくかということも、今後、盛り込んでいったらどうかというご提案です。また年金については、先回も周知が不足しているのではないかということで、今回、素案のところで新たに年金についての問題が入りましたけれども、改めて、今の遁所委員からの意見も重ねて反映させていくということで

確認ができればよろしいのではないかとと思いますが、これについては事務局で何かございますか。では、ご意見として今後反映させていくという方向で、よろしくお願ひしたいと思ひます。遁所委員、それでよろしいですか。

(遁所委員)

はい。

(島崎会長)

資料1につきまして、ほかに何かございますか。

今日の審議会で出た意見をこのような形でまとめて、次に反映させていくということもありますので、積極的にご意見をいただきたいと思ひます。

(2) 第2回社福審 障がい者専門分科会の主な意見について

(島崎会長)

議事の(1)を終了させていただき、議事の(2)「第2回社会福祉審議会障がい者専門分科会の主な意見について」ということで、資料2をご覧いただきたいと思ひます。こちらについては、資料2にありますとおり、11月5日に開催されました第2回社会福祉審議会障がい者専門分科会でいただきました次期計画に対する意見をまとめたものとなっております。私も専門部会の委員として出席いたしました。当日は第3次新潟市障がい者計画骨子について、前回の施策審議会の資料と同様のものですが、それを基に、特に意見をいただきたい施策の方向性を四つに絞って、これは事務局の障がい福祉課から特に議論が必要な4点ということを出していただいて議論いたしました。その四つについてですが、資料2の中ほどに、第3次新潟市障がい者計画骨子についてということ、(1)から次ページまで4点あげられています。基幹相談支援センターの機能強化について、二つ目が、農業など地域特性を生かした職域の拡大について、三つ目が、授産製品の販路拡大について、四つ目が被災生活の長期化に伴い必要となる相談支援体制について。この4点についてご意見をいただいたということです。

資料2にある意見については、それぞれ四角の中が出された意見ということですが、ここにある意見についても、後ほど事務局のほうから計画の素案のところでのどのように反映させたかご説明があるかと思ひますが、事前に資料をお読みいただきまして、ご不明な点、ご意見等がありましたらいただきたいと思ひます。この4点につきましては、施策審議会では議論していない部分になります。専門部会のほうで特に、この計画を策定するにあたって、特に市として絞って少し議論したい部分があればということを出していただいたものです。資料2のとおり障がい者福祉専門分科会で意見をいただいたわけですが、いかがでしょうか。

(遁所委員)

2ページの(4)の被災地生活の部分について、被災地障がい者支援センターというものが、東日本大震災のときに福島、宮城、岩手に民間団体によって設立されました。その設立と成り立ちについては、育成会さんやきょうされんさんが、それぞれのイデオロギーや趣旨など関係なく、障がい者団体全員が手を取り合って集まった経過がございます。ぜひそういった直近の実践例を新潟市からも視察していただいて、そういった形を新潟市でも取り入れようという気概でやっていただければと思います。実際にきょうされんさんとどこかの作業所さんは協働できないということがございましたが、災害ではみんな一緒の被災者ですので、そういう仕組みを新潟市でも取り組んでいただきたいと思います。ぜひ取り入れていただきたいと思いますということで感想を申し上げました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今、遁所委員から、被災地障がい者支援センターの3.11での実際の実践の取組みを参考にしながら、どのような形でセンターを立ち上げて支援にあたっていったのかということを知りたいという趣旨で、新潟市でも学ぶ機会を持って、計画づくり、実際の施策のところできたらいいのではないかとのご意見だと思っております。事務局から特にとということが出された項目でもありましたので、ぜひ参考にご検討いただければと思います。計画の中に文言で少し入れられたらと希望いたします。

ほかにごございませんでしょうか。資料2の専門分科会の主な意見についてということですが。

事務局では、この4点について、特に専門分科会に出したという、趣旨というか、その辺は特にございませんでしょうか。ありましたらお聞かせいただいたほうがいいのではないかとお思いますので、お願いします。

(事務局)

この4点につきましては、全体の議論としましては、この施策審議会でも検討していただいておりますので、福祉専門分科会という視点の中で論点を四つに絞って、特に新潟市としても今後どうしていこうかと迷っている部分についてご意見をいただくという趣旨で、この四つをあげさせていただき議論いただいたところでございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

審議会のほうでも関連して、特に五つ目の議事のところで、全体を見ていく中で関連するようご意見がありましたら、そこでもいただければと思いますけれども、資料2につきましてはこれで終了させていただいてよろしいでしょうか。お気づきのところがありましたら、またいただければと思います。

(3) アンケート結果について

(島崎会長)

議事(3)に移らせていただきたいと思います。「アンケート結果について」ということで、先ほどご紹介がありましたように、オブザーバーでいがた自立生活研究会の圓山先生からご出席いただいておりますので、圓山先生からご説明いただいて、その後、質疑、ご意見をいただきたいと思います。圓山先生、よろしく申し上げます。

(圓山オブザーバー)

オブザーバー参加をさせていただきます、いがた自立生活研究会の圓山と申します。新潟医療福祉大学で教員をしております。今回は、前回報告させていただきました当団体と研究会の代表をお願いしております林先生や、アンケートの取りまとめを中心としてやっていたいる新潟青陵大学の平川先生が、どうしても都合がつかないということで、代わって説明をしまいりました。今回のアンケートは新潟市さんのお手伝いをさせていただきます。

資料が多く、しかも今日配ったものが多く大変申し訳ないのですが、まず、使う資料の確認をさせていただきます。事前に配付していただきました資料3がグラフなどのある資料です。今日、お配りいただいたもので、1枚ものの資料3の追加という表があります。もう一つが、大変分量が多いうえに当日配付なのですが、ご確認いただければと思うのですが、自由回答のところそのままの資料になっております。これが取扱注意となっているものです。加工していないもので特定されるものですから、配付にはあわないのではないかと思いますので、大変恐縮なのですが、終わってから回収させていただきたいと思います。以上3点が今日説明させていただく資料となります。

それでは資料3をご覧ください。今回の新潟市障がい者施策でのニーズ調査については、前回の施策審議会のときには、手帳所持者のグループの結果の報告をさせていただきました。ほかに、今回は障害者手帳のない方々に対してもアンケートを実施しております。そのため、資料3の7ページまでは手帳のない方々の単純集計の結果となっています。まず、特徴的なところを紹介したいと思います。概要については1ページをご覧ください。

2ページになります。手帳のない方々についての結果なのですが、日常生活での介助・支援については、グラフのとおりなのですが、介助が不要と答えた方も62.9パーセントありました。手帳ありのグループだと32.7パーセントでしたので、手帳なしの方々は介助不要という方が多いということです。介助者については、配偶者、子どもということで、傾向に若干違いはありますが、手帳ありと少し似ているということになるかと思います。問2の昼間の過ごし方についても、特に何もしていない、自宅で家事手伝いという方々のパーセントが多くなっています。手帳ありのグループよりは少ないですが、この二つがやはり

トップだということには違いはないかと思えます。

3 ページ目になります。問3、利用している福祉サービスについては、手帳なしのグループについては相談支援事業が非常に多いのですけれども、これはどなたにアンケートをとろうかということで、JOIN（新潟市発達障がい支援センター）にご協力いただいたこともあるのかなということもありますので、どういった方に聞いたかということはおさえなければいけないかと思えますが、いずれにせよ、手帳ありのグループと同じように、さまざまなサービスを利用しているということで多様化が見られるということがいえると思えます。次の問4については、手帳ありのグループと同様に、経済的負担の軽減を求める声が、40 パーセントほどと非常に高くなっています。相談支援体制が手帳ありより多いというところと、雇用促進が希望として3番目にあげられています。

4 ページ目に移ります。居住の場所の希望を聞いています。どのような場所で暮らしたいかということで、今後とも自宅で暮らしたいという方が圧倒的に多くて、手帳ありのグループの割合よりも高い割合となっています。問6の障がいを理由とした差別体験については、そういった経験をしたことがあるという方が18.9パーセントということで、手帳ありのグループよりも少なくなっていますけれども、2割近くの方がそういった経験があると答えています。

5 ページ目になります。居住地については傾向をご覧ください。問8の年齢層についてですけれども、手帳なしのグループは18歳から64歳までの方が56.6パーセントです。手帳ありのグループは65歳以上の方がとても多かったですので、逆転をしているとういことになるかと思えます。問11のところは、グラフが間違っておりまして、「北区等」となっていますが、当然違います。口頭で特徴的なところを申し上げます。持ち家の方は、1軒家と集合住宅を合わせて84.3パーセント、持ち家だとお答えした方は84.3パーセントになっています。民間の賃貸が、これも1軒家と集合住宅を合わせてになりますが、10.3パーセントになります。入所施設の方が3.3パーセントということになっています。

6 ページ目をご覧ください。問12、問13は傾向をご覧くださいいただければよろしいと思えます。問14、どなたが回答してくださったかということで、自分自身が回答された方が83.3パーセントということですので、これが手帳ありのグループですと、74.5パーセントでしたから、手帳なしのグループのほうがご自身で回答された方が多いというグループの性質になっているとお考えください。

7 ページになります。今回のニーズ調査では障がい者施策の評価ということで、100点満点で伺っているわけですが、年齢別に見てみるとあまり差はないのです。年齢別に見ると、若年層のほうが平均点が62点でやや低いかなということがありますが、それほど差はないのではないかということで、全体で65.8点ということになっています。ただ、次のグラフになるの

ですが、差別経験がある、なしで分けて集計をしてみると、差別経験があると答えた方の平均点は 55.8 点というになりますので、ないと答えた方よりも非常に低い評価になっています。問 16 になります。現在、新潟市でもいわゆる差別解消条例を検討中ですがけれども、これについて知っていると思えた方が 8.4 パーセントということです。

駆け足で申し訳ありませんけれども、手帳なしのグループの概要を説明いたしました。

8 ページ目については、今ほども報告しましたがけれども、差別経験の部分によって、どうもいろいろと違っているということがありましたので、それを少し見てみるというのがこの表になります。一番最初にあげた表は、手帳ありのグループも一緒に入れていますがけれども、差別経験があったと答えた方と、手帳の種類、身体、療育、精神あるいは複数と答えた方について見ました。参考までに、手帳なしのグループについてもあげてあります。ご覧いただくように、複数の障がいをお持ちの方で差別経験があると答えた方が半数を超えているという結果が得られました。続いて、差別経験について年齢層を見ると、非常に顕著に大きく違っていて、65 歳以上の方は差別経験があったと答えている方が 18.3 パーセントととても低いのに対して、18 歳から 64 歳までの方は 40.1 パーセントですし、17 歳以下の方は 59.2 パーセントということで、年齢が上がるにつれて差別経験があったと答えた方が少なくなっている傾向が見られました。手帳なしのグループの所でも報告しましたがけれども、差別経験があったと答えている方のほうが、施策に対する評価は少ないという形になっています。

資料 3 の追加の資料をご覧ください。今ほどご説明したところに関して言うと、例えば年齢層、特に手帳ありのグループは 65 歳以上がとて多いわけですけれども、そのグループと 65 歳未満の、いわゆる若年層のグループはどうも傾向が違うのではないかとということと、当然のことですけれども、障がい種別によってニーズは異なるだろうということで、それぞれ分けて集計した結果が資料 3 になります。身体手帳の方で 65 歳以上の方と、身体の方で 65 歳未満の方、療育手帳の方、精神障がいの方、複数だと答えた方と合わせて、今回、報告しました手帳のないグループを一覧表にしたのが資料 3 になります。全体の結果を見ると、経済的負担の軽減というのがどのグループも一番求めているもので高くなるわけですけれども、例えば身体の方で 65 歳未満のところをいくと、割合としては 3 位になりますが、雇用促進就労支援がとて高くなったり、あるいは療育手帳、精神障がいの手帳の方などでは、相談支援体制を求めている方の割合が他のグループから見て高くなるといった、年齢や障がいによって希望されるサービスが違うということが見て取れるかと思えます。

時間のなかで恐縮なのですが、取扱注意の 24 ページになりますが、自由回答のところを書いていただきました。自立生活研究会のほうでもデータをあげるときに、もう少しまとめたほうがいいのか、特徴的なところを紹介するにとどめた方がいいのではないかと

といった意見があったのですけれども、非常に生々しい意見が出ております。時間のない中で恐縮ですけれども、目を通していただいて、ぜひ施策を審議するときの参考にしていただけたらと思います。こちら手帳の種類によって分けてありますし、今回、全部番号を振ってありますので検討しやすいように統一しましたが、なにぶん量が多くて大変申し訳ないのですが、書いたこと自身がメッセージなのかなというところもありますので、ぜひこの辺を酌み取っていただいたうえで審議をしていただければと思います。さしあたり以上とさせていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

圓山先生からアンケートについてご説明いただきましたが、お聞きになりたいこと、ご意見等はありませんでしょうか。不明な点やお聞きになりたいところがあればぜひご質問いただいたり、ご確認いただけたらと思います。特に取扱注意のところについては少し量が多くて、今日見ていただいてから回収ということになりますが、皆様の関心のあるところだと思います。ざっと見ていただくことがなかなか難しいですが、このアンケートにつきましてはいろいろな形で施策に反映させていければといった中身を持っていると思いますので、大事に活用していかなければいけないと思います。いかがでしょうか。

(丸山委員)

二つほど教えてください。一つは、最後のページにある年齢別で、若年層は差別経験が多いというお話がありましたけれども、どうもぴんとこない。この差別の定義はどうされたのでしょうか。

(圓山オブザーバー)

ありがとうございます。

問6をそのまま読み上げますと、「あなたは障がい理由として差別、暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますか」という問いかけです。

(丸山委員)

どうにでもとれる内容だと思います。常識的には65歳という長い人生を送ってきた人のほうが差別体験があつてしかるべきと。そうでありながら逆の傾向で出ているということは、受け取り方がだいぶらついているという結果ではないかと。明らかにこのとおりにということに私は疑問を感じます。人によっては差別と思わないけれども差別とを感じる人もいるという、そのファジーな部分がアンケートとして適切だったのかと、私個人的には疑問を感じております。

もう一つ、複数の障がいのある人というのがありますが、複数の障がいというのは、例えばどのようなイメージでとればよろしいのでしょうか。

(圓山オブザーバー)

一つ目の年齢でぴんとこないというところも若干つながるかと思うのですけれども、これはアンケートなので、丸のついたところを集計しているということになりますので、それ以上は解釈する側にあるのではないかと思うのが一つです。

(丸山委員)

例えば身体障がいもあり、精神の障がいもあるというイメージですか。

(圓山オブザーバー)

そうです。問10のところ、お持ちの手帳の種類と等級を聞いていますので、これに複数の、身体障害者手帳と例えば療育手帳両方に丸がついているとか、身体障害者手帳と精神障害者手帳の両方に丸がついているという、二つ以上の丸がついているという意味です。

(島崎会長)

65歳以上で手帳ありの方という部分については、高齢化の中で、高齢者になって、特に身体障がいになったということになりますと、ずっと障がいのない人生を送ってきて、脳血管障がいやいろいろな疾患で障がいがあるようになったということで、これまでの人生の中では差別は特になかったと。高齢期のさまざまな疾病による障がいにおいては社会の中では受け止められやすいということで、差別にはつながらないのではないかという読み取りもできるかとも思います。今日は出ていませんけれども、新潟市の障がいがある人の数値的などところを見ると、全国平均でもどこでもそうですけれども、高齢社会になって、特に身体障がいの1級、2級の方が増えているというような状況と重ね合わせると、普通に歩いてこられた中で差別体験や生きづらさを実感しないで生きてこられた人なのではないかという読み方もできると私は思ったりしました。さまざまなアンケートからは、それぞれのお立場の中でいろいろな読み取り方ができると思いますので、率直に、今の丸山委員のようにお出しただけだと思いますが、いかがでしょうか。必要に応じて事務局からもご発言いただければと思います。

手帳ありに関する集計結果は先回お配りいたしておりますので、送付した資料3につきましては、委員の皆さんの中で、ありグループとなしグループで比較してご覧いただいたこともあったかもしれませんが、そのようなところでの気づきもありましたらお聞かせいただければと思います。今、圓山先生からご説明いただきましたことにつきましては、いかがでしょうか。圓山先生、何か補足はないでしょうか。たくさん資料のところを時間を気にして下さりながらのご説明でしたけれども。

(圓山オブザーバー)

概要についても、カラーの資料を用意して下さったので、概要をつかみやすいのではないかと、今日、追加で配付した資料なども特徴があると思いますので、参考にさせていただきたいということと、時間がない中で恐縮なのですが、今日、回収となっている資料には

時間が許すかぎり目を通していただいて、恐らくほかに言うところがなくて書いたのか、そちらのほうのアンケートばかり一生懸命書いたのか、そこのところはさまざまな思いがあるかと思ひます。これは外に出すことができない資料だと思ひますので、ぜひこの中から酌み取っていただき施策審議をしていただくと、書いた人の思いが伝わるかと思ひますので、ぜひご検討ください。

(島崎会長)

アンケート結果につきましても、今、圓山先生からお話がありましたけれども、どのように計画に反映させていくかということについて、(5)のところでご説明いただける部分がありましたら、事務局から、そのようなところにもふれながらお願いできればと思ひます。条例検討会でも差別事例についてさまざまに当事者の方からお聞きになっている部分があるかと思ひますので、それと合わせてこのアンケートに書いていただけた差別体験、自由記述を施策に生かすような形にして、この審議会でも考えていければと思ひております。お気づきのところがありましたら、ご意見用紙に書いてお出しいただければと思ひます。

このあたりで議事(3)を終わらせていただいて、議事(4)に進みたいと思ひますが、よろしいですか。圓山先生、ありがとうございます。引き続き、議事でお気づきのところがあったらご意見をいただければと思ひます。

(4) 第4期新潟市障がい福祉計画について

(島崎会長)

議事(4)「第4期新潟市障がい福祉計画について」、事務局からご説明いただきたいと思ひます。資料4のご説明をいただいた後、質疑応答とさせていただきます。

(事務局)

障がい福祉課管理係の石川と申します。次第に基づきまして、第3期計画のふりかえりと第4期計画について、資料4から資料4-4と多くなりましたことをおわび申し上げますし、説明はお聞き苦しいところもあるかもしれませんが、あわせておわび申し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず、第3期の計画についてなのですが、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間としたもので、計画の主な内容は、施設からの地域移行者数などの数値目標と、障がい福祉サービスなどのサービス見込み量を定めております。数値目標やサービス見込み量については、国の基本指針により、項目や内容が決められており、それを基本としながら地域特性を考慮して市で策定しました。今回策定する第4期計画は、第3期計画と同様に国の基本指針により項目や内容が決められていて、それを基本としながら、地域特性を考慮して市で策定しますが、

第3計画の策定時と第4期計画の策定時とで基本指針に変更があります。最初に、第4期計画策定に関する国の基本指針の主な変更点をご説明し、その次に第3期のふりかえり。第3期のふりかえりというのは平成26年度末の見込みの数値をご説明して、その次に第4期の目標やサービス見込み量についてご説明したいと思います。

最初に、資料4のA3ですが、「第4期新潟市障がい福祉計画の構成について」をご覧ください。文字が小さくて申し訳ありません。左側に現行の第3期についての構成がありまして、真ん中に国の基本指針の今回の主な変更点があります。右は、その変更を基にした第4期の構成（案）になっております。構成等については次回以降とさせていただきます、今日は真ん中の部分の基本指針の主な変更点をご説明いたします。こちらの四角の上のほうから一つ目の●なのですが、変更点ですけれども、第3期では「数値目標」という言い方をしていたものが、第4期では「成果目標」という表現に変わっております。「障がい福祉サービス見込み量等」となっていた部分も、「活動指標」と表現を変えております。二つ目の●になりますが、計画のプロセスに関する事項ということで、「PDCAサイクルの導入」とあります。資料4の後ろのほうに、A4になっているのですが、参考として「PDCAサイクルのプロセス」という資料があります。こちらのほうが分かりやすいかと思いますが、計画ということで、今回の策定のプランの次に実行（Do）、次に評価（Check）、改善（Act）、それを計画見直しに反映させるというサイクルを導入して、成果目標、達成すべき目標と活動指標と言われている、サービスの提供体制に関する見込み量については、少なくとも1年に1回はその実績を把握し、障がい福祉計画の評価を行い、必要があると認めるときには計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとなりました。

次の3番目の●です。先ほどお話しした成果目標に関する事項になりますけれども、こちらは次の○がありますが、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関しという部分について、時点の変更があります。現行の計画は平成17年10月の施設入所の数を基本としていたのですが、4期にあたっては平成29年末において、平成25年度末時点の施設入所者の12パーセント以上が地域生活に移行することを基本とするというふうになりました。2番目の○なのですが、地域生活支援拠点の整備、これは新規の事項となります。イメージ図としては、今のPDCAサイクルの裏にあるのですが、平成29年度末までに各市町村または各障がい福祉圏域に少なくとも一つの拠点を整備することを基本とするということで設けられました。この拠点というのが、障がい者の地域生活を支援する機能、相談、体験の期間、その場、緊急時の受け入れや対応、専門性や地域の体制づくり等といったものの集約を行う拠点を整備するものになっております。次の○ですけれども、福祉施設から一般就労への移行等については、これは前の計画の基本指針から整理と拡充ということで変わっております。内容的には、平成

29 年度末における福祉施設から一般就労への移行者を、平成 24 年度実績の 2 倍以上とすることを基本とするに変わりました。また、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者が平成 25 年度末の利用者の 6 割以上増加することを目指すということにもなりました。もう一つが、平成 25 年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業者を全体の 5 割以上とすることを目指すことになりました。

最後の●、その他になっていますけれども、3 期では障がい児支援については、児童福祉法の根拠もありまして、3 期では計画には含めていませんでしたが、4 期については計画に定めて取組みを進めようと努めるものということになっておりますので、今度はこちらにも策定に含めることとなります。

以上が国の基本指針の主な市の策定する計画に関する変更点でした。

第 3 期の計画のふりかえりとして、資料 4-2 「第 3 期障がい福祉計画数値目標達成状況」をご覧ください。1 ページの 1 番ですけれども、福祉施設の入所者の地域生活へ移行という数値目標についてです。平成 26 年度の入所施設から地域移行者数の見込みなのですけれども、平成 19 年度から平成 25 年度の増加数を、平均である 12 人増加すると見込みまして 126 人としました。本来ならば、上のほうにある平成 26 年度、計画の最後の年の目標値が 189 人になっているのですけれども、この時点で差が 63 人となります。目標としては 30 パーセントだったのですけれども、20 パーセントの達成となりまして、10 パーセントが未達成という見込みとなっています。なお、下にある施設入所者は基本指針で変更となった入所者数での基準の中で、平成 25 年度末と同じ 627 人をとりあえず見込んでいる形になっています。

次に 2 ページです。2 の福祉施設から一般就労への移行等ですが、平成 26 年度の福祉施設等を対処し一般就労した人数の見込みとしましては、こちらも平成 19 年度から平成 25 年度の増加数の平均である約 13 人が増加すると見込みまして、平成 25 年度のほうから見込んで 114 人としております。隣の 3 ページをご覧ください。3 の就労移行支援事業の利用者数の割合です。こちらの就労移行支援事業利用者数は平成 25 年度実績から算出して 179 人と見込んでおります。また 4 ページになりますが、就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合です。A 型利用者数は平成 26 年度は、これは 8 月時点の実績で現在 118 人と見込んでいる状況ですが、割合としては 8.7 パーセントとなっております。（1）目標値に関しては現時点では達成しているというところとなっております。資料 4-2 は数値目標についてのふりかえりになります。

続きまして資料 4-3 をご覧ください。第 3 期障がい者福祉計画のサービス見込み量に対する平成 24 年度、平成 25 年度の実績と平成 26 年度の見込み。それを基として、今度の第 4 期計画における平成 27 年度から平成 29 年度までのサービス見込み量や算出方法や考えを記載しております。第 3 期の部分は確認していただきたいのですが、上段が計画数で、下段がそれぞれ

の年度の実績、平成 26 年度はあくまでも実績の予測なのですが、そのようになっております。第 3 期のふりかえりの部分については確認をしていただき、この後説明する第 4 期の見込み量の成果の資料としてご活用いただければと思っております。

また、表の中には第 3 期には含まれなかったけれども、4 期では定めるであろう障がい児支援や追加となっているサービスもありまして、4 ページの網掛けで色がついていますが、こちらの 7 ページの一部を除いたものになります。こちらは 3 期の計画数にはないので、ここは実績をある程度参考に入れてあります。大変申し訳なかったのですが、4 ページの中で数字の訂正がございます。「放課後等デイサービス」と記載されているところの、平成 27 年度、上段に「3,348」と記載されておりますが、「3,346」が正しいです。下段に「473」という数字が入っていますけれども、「478」が正しい数字ですので訂正願います。申し訳ありませんでした。こちらの資料は 4 期のサービスの見込み量のときにご説明いたします。

続きまして資料 4-4 をご覧ください。先ほどの 3 期だと数値目標となっていたものが、今回、基本指針の変更によって成果目標というものに変わった部分です。項目は五つございます。まず、1 番としては福祉施設の入所者の地域生活への移行についてということになっております。こちらの資料のタイトルの下には、国の基本指針の該当となる部分が記載されております。平成 29 年度末に平成 25 年度末時点の入所者の 12 パーセント以上が地域移行することを基本としますが、現在の計画でそれぞれ定めている平成 26 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における施設入所者の地域移行数に割合をつけるということを基本として設定するほうが望ましいというのが指針のほうにありますので、実は数値設定にあたっての考え方となっておりますが、今回、627 人が基本にあるのですけれども、入所者の 12 パーセント以上が 76 人くらいになりますが、先ほどふりかえりでご説明しましたとおり、前回の 3 期の計画だと 10 パーセント、63 人分が未達成となっておりますので、こちらの目標数 139 人というのは未達成割合と、本来の指針の 12 パーセント以上に達した数値となっております。本来ならばもう一つ、平成 29 年度末において、平成 25 年度時点の施設入所の 4 パーセント以上を削減することを基本としということを示されているのですけれども、こちらは 3 期同様、現在、平成 25 年度末で施設の入所待機者が 165 人いらっしゃることから、施設の数进行削減するというよりも 165 人の方の、平成 29 年度までの 3 年間に於いて待機者数の削減を目指すということで、そこについては 3 期同様、今回、ふれている部分ではないということになっております。

2 番目のほうは先ほどお話しした地域生活拠点の整備ということで、平成 29 年度末に少なくとも一つをとということで、作るのか作らないのかということなので、数値というよりもありかなしかと聞かれているので、これはありという形で考えております。

後ろのほう、裏をめくっていただきまして、3の福祉施設から一般就労への移行等となっております。こちらは細かく三つに分かれております。上が福祉施設から一般就労への移行。②が就労移行支援事業の利用者数。③として就労移行者の3割以上の事業者の割合についても表の指示に従ってこちらの数字をそれぞれ上げております。国が示された割合を満たすような数値を設定している形になっております。

こちらの成果目標についてです。再び資料4-3をご覧ください。第4期計画における平成27年度から29年度までのサービス見込量、活動指標もここに示しております。ほとんどのサービスは毎年の伸び率等で計算し、サービス見込量は増えているか平成26年度の一番増えている状況と同等の見込みということで表しているのですけれども、今回議論していただきたいポイントの中で、第4期の内容についてなのですが、実は、ページとしましては2ページ、短期入所という部分がございます。こちら、平成24年度から26年度の計画と実績を見ていただくと、どちらも人数も時間も増えてはいるのですけれども、人数は計画の数字よりも上回っているのですが、時間が、増えてはいるのだけれども計画数よりは下回っている状況で推移しております。利用者が増えているが時間が結果的に伸びていないということは、希望してもなかなか希望した時間利用できていないのかなという状況もありますし、実は、引き続き平成27年度から29年度の第4期の時間分については、第3期の計画よりも低く設定する状況であります。このような状況について、こういった見込み量でいいのかどうか、いろいろ議論していただければと思います。

3ページなのですが、真ん中に共同生活援助（グループホーム）ということで、こちらは第3期のときには年50人分増やすということで計画してきたのですが、計画としては未達成な部分があったのですが、そのような結果だったのですけれども、この第4期には入所待機者が165人いると先ほどお話ししたのですが、この解消に対してさらに取り組んでいくのだというところで、入所施設からグループホームへ移行すべき人数を同数として、年55人という数字を上げてあります。未達成だった数値をハードルを上げた状況になっておりますが、こういったところについても適当かどうかを審議していただければと思っております。併せて、先にご説明しました成果目標についても、それぞれ、就労関係は第3期でも目標値としては達成していたのですが、新しく策定するときに指針どおりでいいのか、もう少し目標を高くするべきなのか等も含めてご審議いただければと思っております。

かなり走り走りなのですが、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局より第3期計画の振り返りと第4期計画について、資料4をもとにご説明

いただきました。今回初めて、ご説明をお聞きし見ているという状況でありますので、短期入所ですとかグループホームのあり方について特にご意見をということでしたけれども、ご質問、ご意見等、皆様からお出しただければと思います。第2次新潟市障がい者計画と第3期新潟市障がい福祉計画、これは現計画、現福祉計画の冊子ですけれども、同じように1冊でまとまった形で策定するという事です。それで、前に配付いただいているかと思いますが、具体的な計画の位置づけですとか理念とか基本的な考え方と併せて、今日、ご説明いただきましたような、障がい福祉サービスの具体的な利用状況やサービス提供について数字で出していくということですので、直接使うサービスということですので直接生活に影響するという事です。これがどういう形でニーズを把握してサービスとして見込み量を出していくかということとはとても大事な部分であります。ご質問、ご意見等ございましたらお出しただければと思いますが、これについては来週、12月4日のところで、今日、振り返りのところを見ていただき、ご意見をいただいたところを少し反映させて、そして来週、計画の素案として出していただくということになるわけです。なかなかタイトな中で、厳しい状況の中での策定ということになりますけれども、お気づきのところ、いかがでしょうか。

(遁所委員)

まず、資料4-3の3ページのところでいくつか質問させてください。

まず、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されたというところでは理解しております。また、このような見方をするとき、グループホームが二つのタイプがあって包括型と従来型というのでしょうか、そのグループホームにヘルパーが入るか入らないかというところの区別かと思うのですけれども、従来、ケアホームだったところがグループホームになったところは、やはりヘルパーは入れないというのがあると思うのです。ということであれば、このグループホームに一元化しましたけれども、福祉計画の中では、本来はケアホームだったけれどもグループホームになったというものと従来のグループホームというのを分けていただいたほうがよろしいかとは思いますが。ただ、法律上、全グループホームの一元化ということで、区別というのは新潟市の考え方もありますが、見方としてはそのほうがありがたいと思います。

次に、計画相談でございます。今、本当に相談員は疲弊しながらも頑張っておりますが、はっきり言って頑張らなくてもいいのではないかとこのごろ思うようになりました。というのは、申し訳ないですけども異常です。事故も起きるということで、西区の自立支援協議会でもさんざん指摘しているところですが、今年度、3年間で100パーセント、あるいは100パーセントに見込めない場合は代理の計画ですか、そういうものを作って100パーセントにするということですが、このサービス見込量を見ると、これだけだと事業所は増えません。とい

うことでは、モニタリングに質のある、大変充実した手の込んだ相談支援専門員を養成していくということは難しいと思います。現研修で示していただいた相談、一人の障がいを持った方に対する相談の予算は人件費で8万円ということであれば、年に4回、春夏秋冬、夏の暑いときに具合が悪くなったらどうしたらいいか、それを1年後に置いていいのか。あるいは、春暖かくなって具合がよくなったと。それはそれでいいのですけれども、冬のこの方の支援でこたつもない、それからファンヒーターもない、何も無いところで、そしてまた石油ストーブを使うなどという状況にモニタリングは入らなくてもいいのか。そこはサービスで入るところになってはいけないかと思います。これを見る限り、年に2回といたらいつ入るのでしょうか。春と秋ですか。大変モニタリングとしては状態のいいときに入って異常なしということになっていいのでしょうかということも考えますと、これは計画をやっている身として、少し感情も入っておりますが、冷静になって示しても少なくとも年4回、あるいは困難事例と言われる方についてはやはり予算どおりの8万円つくような計画にして、もっと事業所を増やすような、そういうものを応援するようなサービス見込量の設定にいただければ大変ありがたいと思います。

それから、ページがどこか分かりませんが、短期入所の議論でございますが、もともと審議会の後の自立支援協議会のところでいつも問題になっているロングショートの問題で、ロングショートの解消のために、前の審議会の委員であった野村委員からもショートステイの受入先の予算はどうなるのかというご指摘をいただいたところでありますけれども、この数字、増やさないでいいのかという。これを私たちに求めて、いいと言ったら、審議会でもいいと言われたからいいと言われて、私としては増やしていただきたいというところがございます。本当にロングショートで順番待ちの方が多いために、本来の短期入所を使えない方がいるために数字が伸びていないというのもあります。また、今、新潟市単独事業で通所のところで緊急の宿泊支援ということでお金をつけていただきましたが、それでもやはり短期入所の受け皿も必要だと思います。

そして、なおかつ、ショートステイに頼らないでいくということで、居宅サービスのほうにいきますが、重度訪問介護のところで精神障がいの方、それから知的障がいの方が今年度から重度訪問介護の対象にもなるという可能性が出てまいりましたが、現実、計画相談をつけなければ来年とか縛りがあると。本来、先ほどの圓山さんのアンケート報告にもあります在宅で暮らすということに基づけば、重度訪問介護という仕組み、あるいは行動援護という仕組みに力を入れていただきたいというところが切にあるのです。その中で重度訪問介護の数字がこれしか伸びていないというの、もう少しご検討いただきたいと考えます。

以上、述べさせていただきましたが、厚生労働省の示す居宅介護の改正、重度訪問介護の拡

充、それからまた審議会でも相談に力を入れるということでありましたら、もう少しそのところは数字については精査していただきたいと思う次第です。

(島崎会長)

ありがとうございます。非常に具体的なお意見、ご提案だったと思います。これについてはこれまでの新潟市の福祉計画の中でも常に課題として検討されていた部分だと思えますし、少しずつ予算化された部分もありましたけれども、さらにとということのご意見だったかと思えます。これについては、何か事務局からございますか。

(事務局)

まず、1点目のグループホームの部分につきましては、外部からのサービスを使えるものと使えないものと数値を分けるべきではないかというご意見だったかと思えます。今もそうなのですけれども、一つ一つの提案のある中で、作りたいというご要望があったときに、事業者の方が想定している方が重い方なのか比較的軽い方なのかというのがありますので、それは計画の中ではどちらがいくつという形ではなく、トータルの中で考えていきたいと考えております。まずは、数値としましては、待機者165人の解消に向けての年間55人という数値を設定させていただいたところです。

それから相談は飛ばしまして、短期入所につきましてはこの数値をどうするかということについては非常に内部でも検討したところです。私どもとしましては、短期入所、生活介護、それから今ありました重度訪問介護等のサービスが充実してこないと待機者は減りませんし、実際に在宅で生活が難しいという認識はあるところです。特に、短期入所につきましてはこちらから事業所に増やしてほしいという要望をしているところですが、やはり採算性の問題等があって、やってくれるところがないというのが実態でございます。近年においては1か所4人分、昨年度作っていただいて、そこも非常に高い回転率で、今、空きがないという状態になっているところです。我々としては、引き続き短期入所を何とか増やしていきたいということで、事業所と相談しながらどういう方法がとれるかということを相談していくとともに、そうは言いながらも、やってもいいと言ってくれる法人が今のところないのが現状でございます。この数字を希望の数字とするのか実態に近い数字とするのかということが議論のところだと思います。

そのような中で、我々のとっている手法としましては、まず、高齢者の介護保険の短期入所が数多くございます。そちらもかなりの稼働率ではあるのですが、そこを基準該当として一人でも二人でも障がい者を受けていただけないかということで各介護保険施設にお声がけしながら、基準該当を増やしているという実態があります。今後も入所待機については重要な課題だと思っております。増やせるよう努めていきたいと思えますが、数値の目標としては

なかなか大幅に、今やってもいいという施設がない中で、大幅には増やせていないというのが今の計画の数字の盛り込みになっております。

(事務局)

計画相談のご質問についてでございます。遁所委員おっしゃるとおり、本当に、今、指定特定の事業者にご苦勞いただいて頑張っているというところが現実でありまして、また、これも採算性の問題かもしれませんが、なかなか指定事業者、私どもが思うほど増えてはいないという、これも現実がございます。そういった中で、来年度、支給決定するときには計画相談が必須になるのだということでございます。また、今回の計画におきましては国のモニタリングの基準というものがございますので、おおむねそれに基づきまして施設入所者に関しては年に1回の計画、それから新規でサービスを使われる方に関してはまた別でございますが、おおむね落ち着いたという前提で年に2回というようなモニタリングあるいは計画を数字に盛り込ませていただいているところでございます。

それからもう1点、重度訪問介護に関しましては、この4月から重度の知的障がい者の方、それから重度の精神障がい者の方に関しては行動援護の事業者のモニタリングを経た中で重度訪問介護を使えるというように施行されたところでございます。現時点で重度の知的障がい者の方、それから重度の精神障がい者の方の利用はないというのが実態でございます。そういった中で、今後増えて行くであろうとは思われますが、なかなか大きな伸びはないのかなということで、今回の計画の数字にさせていただいたところでございます。

(事務局)

補足します。重度訪問介護の数値については、次回以降にもう一回考え直して数字をお示ししたいと思います。私どものほうでも重度訪問介護が今度は知的障がい等にも派遣できるという中で、今後、重度訪問介護の方を強度行動障がい等の利用者に派遣できるように研修をしていこうという計画もございます。そういう意味も含めまして、この数値を次回見直して、またお示しさせていただきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

それぞれの委員の皆様、日々の取り組みの中での実践を通してのご意見ということですので、そういうところはきちんと受け止めていただきながら、できるだけ反映する形でご検討いただきたいと思っております。

(丸山委員)

少し質問させてください。このA4判の資料ですけれども、真ん中のところに成果目標がございます。最初の平成29年度に24年度の倍以上という、これは変な数字ではないのだろうか

思うのですが、その3個目のぼつのところで、就労移行率が事業所全体で半分以上にするということですが、この就労移行率というのは、分母は定員だと思うのですが、分子はその年度における就職した人ですか。6か月以上の定着者、定着率まで含めておっしゃっているのですか。

(島崎会長)

今の丸山委員のご質問は、資料4の基本指針の主な変更点の成果目標の白丸三つ目のさらに黒ぼち三つ目についてのご質問でございます。就労移行率についてのご質問でございます。

(事務局)

就労支援系の吉岡です。

今ほどのご質問なのですが、調べてまた次回にお答えさせていただきます。

(丸山委員)

それは、多分、言葉から言えば移行率というと年度内の就職した人を言っているのかなという想像はできるのですが、少し調べていただきたいと思います。

それから、それに関しての上なのですが、平成29年度に平成26年度比で6割以上就労支援事業所の利用者を増やすということが書いてあるのですが、これは具体的に新たな就労移行支援事業所としての参入までもくろんでいることなのか、既存の就労支援機関における対象者の増強ということだけで考えていらっしゃるのか。例えば、私どもで言うと定員20名で100分の25、つまり25名取るにも今年ずっと動いていますので、これ以上増えるということはほとんど不可能だというのが現状です。先ほどの定着をのぞいた話で言うと大体70パーセントくらいということで、就職率は70パーセントくらいになります。そうすると、増やせるとしても20名定員であと3割しか増えないわけですから、100パーセントの就職率にしても3割しか増えないので6人しか増えないということになっているのです。かなりフルで動いているところでこれ以上の増強というのはかなり難しい話だと思うので、就労移行をやられているのですけれども、就労移行とかA型とかいろいろ抱き合わせでやられているような事業所の就労移行の人が少ないところを増強するという考え方が中心になっているのかなと私は読み取ったのですが、その辺を聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

就労移行支援につきましては、今、数は持ってきていないのですが、事業所数もかなり毎年増えております。現実問題として、今、委員おっしゃったとおり、既存の施設だけでは多分できないと思いますので、当然、事業所数も増やしていくということになるかと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

時間の関係もございますので、次の素案に行きたいと思うのですが、いかがでしょうか。第4期新潟市障がい福祉計画については、次回、素案を示していただくということでありますけれども、いずれにしても、今日配付していただいた資料をまたご覧いただいて、次回に向けてペーパー、メール等でご質問ください。今の丸山委員からのような具体的な、国の考え方についてどうなのか、この数字の根拠はどうなのか、あるいは事務局から、短期入所やグループホーム等についての数値をどうしていくのかという考え方のご意見をということがありましたけれども、アンケート等、さまざまなニーズをどう新潟市として受け止め、それを反映させていくのかというところもまたお聞かせいただきながら、来週、計画策定に向けてやっていけばいいのかなと思います。第4期新潟市障がい福祉計画については、今日配付の資料4について次回までにご覧いただき、ご意見をいただければと存じます。いろいろとご意見おありのことと存じますが、そのようにお願いできればと思います。

(5) 第3次新潟市障がい者計画 素案について

(島崎会長)

それでは、議事(5)の第3次新潟市障がい者計画素案についてに移りたいと思います。熊倉委員から、これについての資料、情報提供ということで、今、お手元に配付していただいていると思いますが、資料がいただけましたので、事務局のご説明をいただいてもよろしいでしょうか。事務局から議事(5)の第3次新潟市障がい者計画素案についてご説明いただき、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。その中で、熊倉委員から今日の配付資料に基づいた説明、ご意見なども出していただければと思います。

進め方といたしましては、資料5の2ページから3ページにある目次をご覧いただきたいと思います。第3次計画の素案についてはボリュームがありますので、まず、第1部の総論を一つの括り、二つ目は第2部の各論の1、地域生活の支援と2、保健・医療・福祉の充実を一つの括り、そして各論の3、療育・教育の充実、4、雇用促進と就労支援を一つの括りにし、そして、四つ目として各論の5、生活環境の整備、6、障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進を一つの括り、そして最後に五つ目として第3部計画の推進に向けてを一つの括りとしてご意見をいただくということで進めていきたいと思います。時間が許す限り議論していきたいと思います。今言ったような括りごとに順に事務局からご説明をいただき、質疑応答をしながら次へという形で、5時半を目標に、議論がまとまった括りのところで今日は終了ということで、残った部分については次回審議していくという進め方でこの議事については行っていきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。これは事前に送付いただいておりますので、すでにご覧いただいているかと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料5の第3次新潟市障がい者計画の素案を使いましてご説明させていただきます。併せまして、意見の反映等につきましては資料1の前の施策審議会での主な意見、それから資料2の福祉の分科会での意見等も併せながら見ていただきたいと思います。

第1部の総論についてご説明いたします。2ページから3ページにある目次をもう一度ご覧ください。第1部の総論については、基本的に第2次計画を踏襲していますが、条約ですとか国の法律、それから、今、検討中の市の条例などを踏まえ、内容を手直ししております。第2部の各論については、前回議論いただいた計画素案をベースに文章化したもので、併せて前回の審議会で皆様からいただいた意見と11月5日に開催しました社福審の分科会でいただいた意見を踏まえて作成しております。第3部の計画の推進に向けて、最後のところにつきましては、基本的には第2次計画を踏襲したものとなっております。今回と来週の審議会ではこちらの素案についてご意見いただきたいと思いますと考えております。

それでは、区切りの一つ目の第1部の総論ですが、4ページの1計画策定の趣旨をご覧ください。網掛けになっている部分です。これは障害者虐待防止法の制定や障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、それから条約の発効、共生社会の実現を目的とした新潟市独自の条例などの動きを踏まえ、内容の見直しを行っております。網掛け部分がその部分になります。

次に、5ページの3基本理念及び基本目標ですが、原則、第2次計画を踏襲していますが、網掛け部分につきましては、前回の審議会でご意見をいただいた部分になります。社会的障壁という障害者基本法などに使われている用語に置き換えられております。

次のページに移りまして、6ページの基本目標になります。基本目標におきましては、四角囲みとなっております三つを基本目標としております。一つ目が地域生活の支援体制の充実、二つ目が自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実、三つ目が地域社会の障がいに関する理解の促進としておりまして、この三つを基本目標としているということです。

三つ目の地域社会の障がいに関する理解の促進の部分については、網掛けとなっている部分ですが、現在検討を進めている市独自の条例の普及を進めることで障がい者の生きづらさや差別の解消を図るという文言を追加し、条例における取り組みを基本目標に組み入れております。

次に、7ページに移りまして、4計画の期間ですが、これは平成27年から6年間の計画としております。

次に、8ページに移りまして、計画の構成です。こちらにつきましては基本理念、基本目標とそれぞれのところがどういう形で関連しているかを示したものになります。

最後に9ページにあります7新潟市における障がい者の状況と8新潟市における障がい者の

ニーズについては、大変作業が遅れていて申し訳ありませんが、ニーズ調査等を踏まえながら、次回以降の審議会の中でお示しさせていただきたいと思っております。第1部の総論についての説明は以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

資料5、第3次新潟市障がい者計画素案の2ページの目次から計画の構成の9ページまでご説明いただきました。ご質問、ご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

私から、細かなことで恐縮ですが、総論の4ページから7ページのところで障がい者と障がいのある人という用語が混在していますけれども、これは統一したほうがいいのではないかと思います。例えば、4ページの5行目に障がい者本人や家族等のうんぬん、それからこれまでに障がい者に関する法律とか、5ページも障がい者となっておりますが、6ページに来ますと、基本目標の地域生活の支援体制の充実のところは、障がいのある人が必要とする、あるいはその後の地域全体で障がい者と。このページはどちらかというと障がいのある人という使い方で、6ページの網掛けの部分の障がいのある人もない人も、障がいのある人の生きづらさや差別の解消とあります。7ページの障がい者とはというところでかぎ括弧をつけて障がい者となっているのですが、私の個人的な意見としては、国や報道などもそうですが、障がいのある人という表現、表記はわりとされていて、障がい者という少し断定的な印象があるということもあって、障がいのある人という少し柔らかな言い方ということです。この辺、混在しているので、障害者基本法にある障がい者の定義は7ページの5のとおりなのですが、新潟市はこのようにしますということで書かれてありますので、ここは少し統一したほうがいいのではないかと思います。

2点目は、8ページの自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実で、3に雇用促進と就労支援で4に療育・教育の充実となっておりますが、これは逆だったと思っております。ライフステージに準じてというのと、目次では3、4、このようになっていますので、こちらは大丈夫かと思っておりますが、そう思います。

9ページのところ、今ほど7、8と、障がい者の状況ですとかニーズが入りますということですが、具体的な主な事業の内容も入った形で行くと思うのです。策定の段階でパブリックコメントに出す時点では、現計画の冊子にあるような、具体的にそれぞれを具現化する、新潟市が取り組む施策、事業ですとか資料ですとかそういった出し方がどのように入るのかです。今の障がいなどを取り囲む法律でのサービスとか権利条約ですとか条例が何々を入れていただいているので、これはとてもいいと私は思いました。

事業についてはいつ入るのかということで、ご説明をいただけますか。

(事務局)

3点、ご意見をいただきました。まず、一つ目の障がい者と障がいのある人というのが混在しているということにつきましては、障がいのある人という方向に統一する方向で修正していきたいと思います。

8ページにつきましてはご指摘のとおり、こちらが間違っておりまして、色のついた見出しの3と4、ライフステージに応じてということで、逆でございます。

もう1点については、竹中から回答します。

(事務局)

作業が遅れているのもあるのですが、事業について、各課照会しなければいけない部分がありまして、戻って検討してみて、可能であれば次回に出したいと思います。

(島崎会長)

お忙しいこととは思いますが、よろしく願いいたします。ありがとうございます。細かなことで私から、恐縮でございました。

ほかにかがでしょうか。総論のところはよろしゅうございますか。

またお気づきのところがありましたら、メールや次回に向けてでもよろしゅうございますので、ご意見いただければと思います。

第2部の各論で地域生活の支援と保険・医療・福祉の充実について事務局からご説明いただき、また、皆様からご意見、ご質問等いただければと思います。

(事務局)

資料の10ページ以降になります。第2部の各論ですが、こちらは原則前回審議会の骨子案をベースに文章化したものでございまして、骨子案から見直した部分、具体的には皆様からいただいたご意見を踏まえて追加した部分ですとか、修正した部分を中心に説明させていただきます。

まず、各論の1地域生活の支援の(1)相談支援体制の充実ですが、11ページの網掛け部分になります。基幹相談支援センターにおける役割をきちんと計画に盛り込むべきというご意見を社福審の分科会でいただきました。基幹センターにおいて地域移行・地域定着に関する事、相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止・差別解消などに取り組むことという文言を計画に明示したところでございます。また、先ほどご説明いただいたアンケートの結果を見ますと、相談支援体制に対する改善、拡充の要望が非常に多くありましたが、こちらについては基幹相談支援センターの機能を充実させるということで対応していきたいと考えております。

次に、網掛けの部分につきましては、前回の審議会で相談事業者に対して障害年金に関する

研修を実施すべきというご意見もいただいております。また、ピアカウンセラーに関するご意見、医療機関等相談員の連携に関するご意見をいただきました。それぞれの意見を反映し、文言といたしましては、各種研修を実施するという文言を加えるとともに、各区に配置しているピアカウンセラーの積極的な活用や適切な医療の提供につながるよう、関係機関等の連携に努めるといふ文言を追加したところでございます。なお、ピアカウンセラーの配置に関する事など、そのあり方については本日もご意見をいただいたところでございますが、具体的な部分につきましては、今後、障がい福祉課のほうで検討していきたいと考えております。

次に、12 ページでございます。12 ページの網掛け部分ですが、災害時の相談支援体制に関する記述の部分になります。こちらは骨子案では各論の5 生活環境の整備の（3）防災対策及び災害時支援体制の推進にあったものですが、相談支援体制のこの部分に移動し、入れさせていただきました。理由といたしましては、災害時の相談支援についても大きな相談支援体制という枠組みの中で検討していくべきという考えから、移したものでございます。なお、災害時の相談支援体制については、本日も遁所委員からご意見がありましたが、分科会でいただいたご意見なども踏まえながら、防災の担当課とそのあり方について、今後検討していきたいと考えております。

次に、13 ページの（3）経済的な支援のところでは、障害年金は障がいのある方の所得補償制度の根幹であるというご意見を踏まえ、各種制度の制度周知に加え、年金という文言を追加しております。

次に、（4）サービス基盤の充実ですが、14 ページをご覧ください。すみません、ここでもか所訂正させていただきたいと思っております。14 ページの真ん中ほどの丸の施策の方向性と書いてございますが、こちらの位置が間違っておりました。正しくは、この上の段に、障がい者が地域で自立して生活していくためとありますが、この上にこの丸が入る形になります。2 行上にこの丸が入るのが正しいということで、修正をお願いいたします。

説明に戻りまして、14 ページの下のほうにあります網掛け部分についてです。こちらについては、精神障がい者が入院した際、地域での生活につながる看護の仕方を行ってほしいというご意見がありましたので、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」において、地域移行の推進に向けた支援の在り方について検討しますという文言を追加しております。

次に、15 ページの（6）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援の部分です。ここににつきましては、ご意見といたしまして、馬とふれあうなどのアニマルセラピーを施策に取り入れたらどうかというご意見をいただいております。これにつきましては、16 ページになりますが、上のほうに、動物と触れあうなどさまざまな取組みを検討しますという文言を追加させていただきます。

次に、17 ページの各論の 2、保険・医療・福祉の充実の（1）障がいの予防と早期の気づき・早期の支援のところになります。18 ページに移りまして、この網掛け部分についてです。ここについては福祉の分科会のほうで、生活習慣病の予防に力を入れると手帳を持つ人も少なくなるのではないかというご意見を受けまして、それに対応する部分になります。

次に、19 ページの（3）精神保健と医療施策の推進の部分では、行の最後のほうから次のページにかけまして、平成 26 年 9 月から重度障がい者医療費助成の対象に精神手帳 1 級所持者を加え、医療費助成を拡充するなど、経済的負担の軽減を図ってきました。経済的負担の軽減はアンケート調査で非常に要望が多かった施策でありますので、これらも障がい者ニーズを踏まえた施策の追加となっております。

以上で各論 1 と 2 の説明は終わりますが、いただいたご意見の中で反映していない意見もありますが、そちらについては障がい福祉課を含めた関係課で共有し、今後の施策の参考としたと考えております。

（島崎会長）

ありがとうございました。柏委員、お時間ということで、もしご意見がありましたら。

（柏委員）

今は特にありません。

（島崎会長）

ありがとうございます。

では、熊倉委員から資料が出ていますので、熊倉委員からお願いします。

（熊倉委員）

今日は A 4 判 2 枚の紙を、今、お目にかけております。施策審議会に対する情報提供ということで、まず、強度行動障がい児者に対応できる支援事業所の整備等についてということでございます。強度行動障がいについては、親がグループを作られて、今、動いている方がいらっしゃる。そちらでこういうことが私たちのしてほしい支援だというお話を、私、お聞きする機会がございまして、では、そういう方がどのようなことを望んでおられるのかを簡単にご紹介しようというのが 1 枚目のペーパーでございます。その関係の、親が願い望んでいることですけれども、強度行動障がいのある人に対し、その障がい特性に合った療育・教育・環境と問題行動に対する適切な対応ができれば問題行動を最小限に抑えることができ、その人も地域で生活していくことができるわけでありまして。そのために強度行動障がい児者に対応できる支援事業所の整備等を進めてほしいということをお願いしてまいります。

ざっと読ませてもらいます。1 番目は、強度行動障がい児者を受け入れ、適切に対応してくれる支援事業所が欲しい。それは生活介護事業所、それから行動援護事業所、短期入所支援事

業所、相談支援事業所が考えられるかと思います。2番目、強度行動障がい児者に対応できる職員の方、ヘルパーの方、相談員の方においてほしい。3番目としまして、強度行動障がいに発展する可能性のある障がい児について、早期に専門療育を受けられる仕組みを作ってほしい。4番目として強度行動障がい児者と暮らす親がペアレントトレーニングや精神的ケアを受けられるようにしてほしい。5番目、児童生徒の特別支援教育について、次のようなことを理解している教員に担当してほしい。重度知的障がい、自閉症等にかかる障がい特性のこと。そして、強度行動障がいの発現する仕組み。そして、支援のあり方としての構造化、行動分析、資格支援、事前提示、こういうことについてお互いにお話ができ適切にやっただいていてほしいという教員の方に増えてほしいと。6番目として、強度行動障がい児者を受け入れ、適切に対応してくれるグループホームの設置、運営について支援してほしい。7番目、強度行動障がい児者のグループホーム利用に先立って必要なグループホーム生活の体験訓練施設を整備してほしい。こういうことを、これからのステージも含めて要望事項として持っておられます。

付け加えますと、知的障がいが高く自閉症を併せ持つ人の場合はコミュニケーションが難しいということと、その人が何らかの刺激に対して反応することがコミュニケーションとして成り立たない状態が続いて、自己肯定感がなかなか持てない状況が長く続きますと、それが自傷であったり他に傷害を与えたり、あるいは自分の心を病むという形になって、それが2次障がいと言われることなのですけれども、強度行動障がいの方は他傷の部分が大きくて、それがなかなか日常生活が営めないほどに親も子どもも苦しんでおられるというのが典型的な強度行動障がいということでございます。

その話はこれで一旦置きまして、2枚目のペーパーはごく具体的に、例えば、こういうところでこのようなことにしていただけないかというご提案でございます。今、10ページの相談支援体制の充実というところの第4番目の段落の次に、例えば、このような文言を入れていただきたい。「重度の知的障がいと自閉症を併せ持つ者等において不適切な対応が続くことで強度行動障がいという状態に至ることがあります。相談員には重度知的障がい、自閉症等にかかる障がい特性と強度行動障がいの発現に関する専門的な知識や支援技術が求められています」

11ページの施策の方向性のところで、これは第7段落の次くらいに加えたらどうかということですが、「強度行動障がいに発展する可能性のある障がい児について早期に専門療育を受けられるよう及び障がい児者と親に対し、ペアレントトレーニングや精神的ケアを受けられるよう、専門医療機関、支援機関との連携及び相談支援体制の充実に努めます」という方向性が掲げられているといいのではないかと考えております。

それから、12ページの(4)サービス機関の充実の施策の方向性のところで、第1段落の次にと言いましたが、「グループホームの供給増加を図るとともにグループホーム体験訓練の場の

確保について検討します」ということができないかどうかということでございます。

それから、療育・教育の充実についても提案がありますが、それについては今日はその時間ではないので、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(島崎会長)

熊倉委員、ありがとうございます。情報提供、ニーズをどのような形で計画に反映させるかという具体的なご提案も含めてのご意見でございました。かなり具体的でございますので、これが事業の中でどのような形で反映できるかという辺りのところはまたご検討いただかなければいけない部分だと思いますが、かなり具体的なご提案ですので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

(事務局)

福祉部長の佐藤でございます。

今ほど熊倉委員から、ありがとうございました。我々としても強度行動障がい者の方々と何回か話し合いをさせていただくような機会もございまして、重要性は認識しております。実は、昨日、たまたま親の会、ユーカーの会というところなのですが、代表の方が市長と面談をしました。その中で、やはり、先ほどご紹介いただいた内容の要望などを含めまして、親の会としてこういうことを望んでいるのだということについて、改めて市長に直接話をしたという機会も持たせていただきました。我々としても、こういった方々を対象にしたグループホームの併設ということで、今年度進んでおりますし、来年度以降、そういった方に対応できる施設の職員、研修に助成できないかということで検討を進めて、ほぼそういう方向でいけるのではないかと考えております。この会につきましては、単純に要望だけではなくて、親の会として自分たちのできることはどういうことかといったところまで踏み込んで提案していただいているところでございますので、そういう意味も含めまして、これから対応していきたいと思っております。今、委員から提案いただいた点、そっくりそのままそういう形になるかどうか分かりませんが、私どものほうで一度受け止めさせていただいて、次回以降また修正すべきところは修正させて、また提案させていただきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今、事務局からご説明いただきました地域生活の支援、それから保険・医療・福祉の充実のところにつきまして、それぞれ関係の立場にある委員の皆様がいらっしゃると思っておりますので、ぜひ、ご意見をいただければと思います。また、圓山先生もせっかく今日はオブザーバーとしてお越しいただいておりますので、何かお気づきのところがありましたら、どうぞご忌憚のないご意見をいただければと存じます。

(事務局)

すみません、もう一か所訂正箇所がありましたので、申し訳ございません。15 ページをお開きください。(5) 地域支援を支える人づくりのところ丸があるのですが、一つ目の丸が現状と課題、二つ目も現状と課題となっておりますが、これは施策の方向性の誤りです。大変申し訳ございませんでした。

(島崎会長)

ありがとうございました。15 ページの訂正でございました。

(高岡委員)

予定の時間が過ぎていますが、申し訳ありません。私は次回、どうしても出席できないものですから、ぜひ、この場で発言させていただきたいと思います。年金関係について、それから研修とか課題のことに、文言として連携という言葉を入れていただいたのですが、今一つお願いしたいと思います。現段階では制度の周知という段階でとどまっておりますけれども、これは実は周知でとどまってしまいますと、新潟市としての独自性が何も出ないのです。国がやっていることと一緒になんです。実は、障害年金の周知については国が、私どもも言っていましたけれども、障害年金を受給できる立場にあっても受給していない人がたくさんいるのではないかという話があって、国が平成 23 年から 24 年にかけてアンケート調査をしたのです。その結果、障害年金の制度を知らなかったという回答が 19 パーセントあったのです。そういう結果を受けて、やっと国も重い腰を上げまして、今年の 7 月 7 日付で各都道府県、政令指定都市、中核都市の福祉所管部長あてに年金制度の周知についてという通知を出しました。それは何かと言いますと、障害者手帳を配布するに際して、障害者手帳の中に周知を図るパンフレットというのでしょうか、二つ折りにするとちょうど障害者手帳と合うようなものを入れなさいということで、私はまだ確認できておりませんが、多分、新潟市もやっていたらいいのではないかと思います。そういうことで、国がようやく腰を上げたところで、新潟市も施策の中で周知という言葉を入れていただけることになりそうなのですが、新潟市としての独自性をなすという意味で、周知のほかに一步踏み込んで、ぜひ、支援という言葉を入れていただきたい。具体的な支援がどうなるかは今後の課題かとは思いますが、ぜひ、そこまで踏み込んで、新潟市は合併のときに生きがいのある田園政令指定都市と言いましたか、偉大なる新潟という、田園都市としての独自性を出した政策をやるためには、踏み込んだ支援ということを、ぜひ、入れていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。先ほど遁所委員からも年金についてはご意見がありましたので、今の高岡委員のご意見と併せて、できることを入れていけたらと思います。よろしく願いいた

します。

(事務局)

今のご意見を踏まえて、戻って検討したいと思います。

区から説明させていただきたいと思います。

(事務局)

中央区健康福祉課の中村と申します。

今ほど委員からもありましたけれども、これが厚生労働省から障害者手帳に挟むようにということで配布を受けているもので、これはすべて窓口において私どもも障害者手帳交付時にこれを挟んで、もちろん挟むだけではなく、説明したうえで配布させていただいております。

それから、例えば、二十歳前障がいの方につきましては、二十歳前障がいの方に対して、二十歳になるまでの場合は特別児童扶養手当などが支給されるわけなのですけれども、それが二十歳になると資格喪失ということになりますので、その資格喪失の案内などと一緒に、今後、障害年金の手続きによって受給される可能性がありますということで、手続きの案内等もすでに実施しているところでございます。

(高岡委員)

私はその辺にこだわるので。二十歳前障がいの話も出ましたけれども、特に知的障がい者、それから最近とても増えています発達障がい者関係です。こういう方々に対してはご自身、年金というのは申請主義ですから申請しなければ絶対に出ませんから、お上げしますというのはないわけですから、申請が、国なり年金機構の問題でしょうけれども、非常に単純ではないのです。大変失礼ですけれども、肢体関係の障がいの方であれば何とかできるのですが、主に精神的な障がいをお持ちの方、知的障がいの方、それから最近増えていらっしゃる発達障がい、さらに言うなら難病関係の方々、なかなか独自ではできないのです。そういう者に対する支援策を、ぜひ、お願いしたいという意味です。

(島崎会長)

ありがとうございます。時間が過ぎているところですが、事務局からのご説明でも、先回出た意見を、具体的にこういう形で反映させられたということも含めて説明がありました。この辺、先回発言された方、ご発言の趣旨が生かされているかどうかということもご確認いただいて、もし不足のところがあればもう少しこういう書きぶりにと、今、高岡委員からもありましたが、そのようなこともご意見いただければと思います。

時間が過ぎたところで恐縮なのですが、スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援ということで、16 ページの5 行目で、障がいがある人のスポーツについての記載があります。東京オリンピック・パラリンピックが来ることを含めて、障がいのある人たちのスポーツが、文部

科学省と厚生労働省と分かれていたものが文部科学省に一本化されているということがあります。機能回復や体力維持を図るためという部分ですと、やはりまだリハビリテーションのイメージが少しあるのかなという感じがするので、例えば、図ることはもとより、スポーツを競技として楽しむとか取り組むというような文言を入れるとか、あるいはスペシャルオリンピックスも新潟での開催とかありますので文言としてはあれなのですが、パラリンピックですとかそういうこともありますので、その辺、厚生労働省的な書き方ではなく、文部科学省的なというか、一元化された、まさに障がいのあるなしにかかわらずスポーツをといるところの書きぶりがあってもいいかなと思いました。

時間を過ぎておりますので、お気づきのところがございましたら、特に資料5の計画の素案につきましてはこのように地の文で出てきていますので、実際に読んでいただいて、やはりこれまでの意見とかあるいはアンケートですとか、当事者の方々の思いや願いですとかそれぞれの専門分野の立場でのご意見等、さまざまにお持ちの部分だと思いますので、ぜひ、1週間後ですが、12月4日にまた開催されます審議会にぜひお持ちいただいて、よりよい第3次計画、そして第4期障がい福祉計画の策定になるように、皆様のご支援とご協力をいただければと思っております。ペーパーでのご意見提出もありますし、また、来週直接ということもございますが、私はこのような些末なところばかりで恐縮ですが、それぞれの立場で貴重なご意見をいただければと思っております。そういうことで、まず、今日のところは二括り、総論のところと各論の保健・医療・福祉の充実のところまで議論を確認したということで、今回は療育・教育の充実からということで、また審議をしていければと思っております。

時間が過ぎたところ、まとめがうまくいきませんで、皆様お急ぎのところご迷惑をおかけしました。今日、私の役目はここまでとさせていただきます、事務局にマイクをお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 閉会

(司 会)

島崎会長、長時間にわたりまして進行ありがとうございました。また、委員の皆様につきましても活発なご発言をいただきまして、大変ありがとうございました。

今回は12月4日、来週になります。午後1時30分からの開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、次回も本日お配りした資料を使用しますので、忘れずにお持ちいただきたいと思っております。

また、駐車券をお預かりしている方につきましては無料処理をしておりますので、お帰りの

際に忘れずにお受け取りくださいますようお願いいたします。

一つ、回収する資料というご案内をしておりますので、今から係員が回収に回りますので、そのまま机の上に残しておいていただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 26 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。